

平成 29 年 9 月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(平成 29 年 9 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 52 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 53 号	平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 54 号	湖西市子育て支援条例を廃止する条例制定について
議案第 55 号	湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について
議案第 56 号	湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について
議案第 57 号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 58 号	平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 59 号	平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 60 号	平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 61 号	平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 62 号	平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 63 号	平成 28 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 64 号	平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号

件

名

議案第 65 号 平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 66 号 平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 67 号 平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 68 号 平成 28 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 69 号 平成 28 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

7 番 渡 辺 貢

8 番 吉 田 建 二

平成 29 年 9 月 4 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 4 日までの 31 日間とする。

平成 29 年 9 月 4 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 52 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 田 中 ゆ か り

## 議案第 53 号

### 平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 11 号

### 平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,305,646 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 7 月 21 日専決

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	県支出金	1,309,789	1,780	1,311,569
	3 委託金	123,341	1,780	125,121
	歳入合計	21,303,866	1,780	21,305,646

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,736,356	1,780	2,738,136
	4 選挙費	36,413	1,780	38,193
	歳出合計	21,303,866	1,780	21,305,646

## 議案第 54 号

### 湖西市子育て支援条例を廃止する条例制定について

湖西市子育て支援条例（平成 17 年湖西市条例第 12 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市子育て支援条例を廃止する条例

湖西市子育て支援条例（平成 17 年湖西市条例第 12 号）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に廃止前の湖西市子育て支援条例第 8 条の規定により同条に規定する手当等の支給の申請をした者に対する平成 30 年 3 月分までの当該手当等の支給については、なお従前の例による。
- 3 廃止前の湖西市子育て支援条例第 13 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 議案第 55 号

# 湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定について

湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

# 湖西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、湖西市農業委員会の委員（次条において「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（第 3 条において「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、14 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、13 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた湖西市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員が全てなくなったときは、そのなくなった日。以下第 4 項において「旧委員の任期満了の日」という。）までの間においては、適用しない。

(湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

- 3 湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 30 年湖西市条例第 9 号）は、廃止する。

(湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の湖西市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、旧委員の任期満了の日までの間、なおその効力を有する。

(湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	月額 28,500 円
	会長代理	月額 25,000 円
	委員	月額 23,000 円
	農地利用最適化 推進委員	月額 23,000 円

議案第 56 号

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第 1 条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、湖西市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画に定める区域

(2) 施設 前号の事業計画に定める管渠<sup>きよ</sup>、ポンプ施設及び処理施設

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納に関する事務の一部
- (2) 公金の保管に関する事務の一部

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(湖西市公共下水道事業特別会計条例の廃止)
- 2 湖西市公共下水道事業特別会計条例（平成 7 年湖西市条例第 3 号）は、廃止する。  
(湖西市下水道条例の一部改正)
- 3 湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

## 議案第 57 号

### 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 78 条」を「第 79 条」に、「第 79 条・第 80 条」を「第 80 条・第 81 条」に改める。

第 80 条を第 81 条とし、第 79 条を第 80 条とする。

第 6 章中第 78 条を第 79 条とし、第 77 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 78 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。



- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 128,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,434,561 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	2,504,612	△30,888	2,473,724
	2 国庫補助金	753,806	△30,888	722,918
15	県支出金	1,311,569	△760	1,310,809
	2 県補助金	479,345	△760	478,585
18	繰入金	1,197,801	60,362	1,258,163
	2 特別会計繰入金	14	60,362	60,376
20	諸収入	339,375	24,601	363,976
	6 雑入	177,950	24,601	202,551
21	市債	912,000	75,600	987,600
	1 市債	912,000	75,600	987,600
	歳入合計	21,305,646	128,915	21,434,561

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,738,136	1,969	2,740,105
	1 総務管理費	2,257,852	1,969	2,259,821
3	民生費	6,427,845	12,123	6,439,968
	1 社会福祉費	3,127,014	2,120	3,129,134
	2 児童福祉費	2,916,041	△5,400	2,910,641
	3 生活保護費	384,449	15,403	399,852
4	衛生費	3,312,889	1,701	3,314,590
	1 保健衛生費	652,241	1,701	653,942
5	労働費	91,702	0	91,702
	1 労働諸費	91,702	0	91,702
6	農林水産業費	219,728	1,332	221,060
	1 農業費	213,034	1,332	214,366
7	商工費	529,653	50	529,703
	1 商工費	529,653	50	529,703
8	土木費	2,317,017	101,218	2,418,235
	2 道路橋梁費	395,558	84,000	479,558
	3 河川費	30,891	27	30,918
	4 都市計画費	1,630,454	17,191	1,647,645
9	消防費	1,480,641	△2,072	1,478,569
	1 消防費	1,480,641	△2,072	1,478,569
10	教育費	2,254,980	12,594	2,267,574
	1 教育総務費	462,362	0	462,362
	3 中学校費	226,380	6,457	232,837
	6 社会教育費	628,372	6,137	634,509
歳 出 合 計		21,305,646	128,915	21,434,561

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	変更前			変更後			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	
道路整備事業	92,200	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機関に ついて、見 直した後は 当該見直し 後の利率)	167,800	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機関に ついて、見 直した後は 当該見直し 後の利率)	借入先の 融資による ため、市財 政の返済期 限を短縮し 、若くは繰 上償還に おきかえ る。

議案第 59 号

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,454,437 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰越金	50,000	6,437	56,437
	1 繰越金	50,000	6,437	56,437
	歳入合計	6,448,000	6,437	6,454,437

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	諸支出金	5,365	6,437	11,802
	2 繰出金	1	6,437	6,438
	歳出合計	6,448,000	6,437	6,454,437

議案第 60 号

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,278 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,125,267 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	102,278	102,280
	1 繰越金	2	102,278	102,280
歳入合計		4,022,989	102,278	4,125,267

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	187,925	300	188,225
	1 地域支援事業費	187,925	300	188,225
7	諸支出金	1,212	101,978	103,190
	1 償還金及び還付加算金	1,211	48,120	49,331
	2 繰出金	1	53,858	53,859
歳出合計		4,022,989	102,278	4,125,267

議案第 61 号

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第 1 号）

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 919 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 603, 295 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	869	870
	1 繰越金	1	869	870
5	諸収入	1,052	50	1,102
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050	50	1,100
	歳 入 合 計	602,376	919	603,295

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	580,425	802	581,227
	1 広域連合納付金	580,425	802	581,227
3	諸支出金	1,062	117	1,179
	1 償還金及び還付加算金	1,050	50	1,100
	2 繰出金	12	67	79
	歳 出 合 計	602,376	919	603,295

議案第 62 号

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,032 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,691,163 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	760,190	4,032	764,222
	1 一般会計繰入金	760,190	4,032	764,222
	歳入合計	1,687,131	4,032	1,691,163

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	940,026	4,032	944,058
	2 事業費	509,318	4,032	513,350
	歳出合計	1,687,131	4,032	1,691,163

議案第 63 号

平成 28 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 64 号

平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 65 号

平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



議案第 66 号

平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 67 号

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 68 号

平成 28 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び  
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 69 号

平成 28 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

湖西市長 影 山 剛 士